公　示　送　達　書

告示　第 277 号
令和　8年　　11月　　18日

玉村町長　石川　眞男

次の書類は、通常の方法では送達不能であるので、玉村町役場税務課に保管してあります。書類の宛名人、またはその関係者の方の申し出があれば、いつでもお渡し致します。

なお、この掲示は 地方税法第２０条の２ の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に次の書類が送達されたものとみなします。

送達すべき書類を特定するために必要な情報
　別紙の通り
送達を受けるべき者の氏名又は名称
　別紙の通り

公示送達者一覧

住 所	氏 名	公示送達する書類	調査結果
ベトナム	NGUYEN HONG LINH	地方税法第15条の8第2項に規定する書類 国税徴収法第54条及び第131条に規定する書類	外国へ出国
フィリピン	HERNANDEZ ERCELIE BLANCO	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
ベトナム	LUU VAN VINH	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
ベトナム	NGUYEN THANH BINH	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
ベトナム	VO HOANG PHI SON	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
ベトナム	PHUNG THANH LONG	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
ベトナム	PHAM THI LAN	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
国外	KURBANBEKOV ISOMIDDIN ILKHOM UGLI	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
国外	TRAN THI THU HUONG	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
国外	喻 森斌	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
カンボジア	NEN KONGKEA	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	外国へ出国
東京都江戸川区西一之江3丁目3番5号	株式会社 ヨシモトサービス	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	法人閉鎖登記済
群馬県高崎市菅谷町77番地106	株式会社 ぐんま厚生会	地方税法第15条の7第2項に規定する書類	法人閉鎖登記済
以下余白			